別表十㈫の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第66条の13（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の」を加える。

別表十㈥付表一の表を次のように改める。